

入札公告
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成24年度本予算が成立し、予算示達がされることを条件とするものです。

本業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づき実施される業務である。

平成24年 1 月17日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 酒井 洋一

1. 業務概要

(1) 業 務 名 那覇港監督補助業務（その2）（電子入札対象案件）

(2) 業務目的

本業務は、那覇港港湾事業に係る監督補助業務を行うものである。

(3) 業務の内容

主な業務内容は以下のとおりである。なお、指示及び承諾行為は受注者の代表者（以下「管理技術者」という）に対して行うため、実施する作業員（以下「担当技術者」という）は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 設計図書等に基づく工事請負者に対する指示・協議に必要な資料作成
- 2) 工事請負者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書との照合
- 3) 現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料作成
- 4) その他工事変更等に必要な資料作成
- 5) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- 6) 請負工事の安全対策の確認等
- 7) その他
- 8) 予定工事件数は21件を予定している。

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出するものは（以下「競争参加資格確認申請者」という）創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：那覇港の監督業務を行う上で本業務を的確に実施するための提案について

(5) 履行期間 平成24年4月2日～平成25年3月29日

- (6) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。
また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格1,000万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- (7) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
- (8) 本業務は、競争参加資格があると認めた者に対し、見積参考資料を開示する業務である。
- (9) 本業務は、低入札価格調査を経て契約した業務等について、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無に関わらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける業務である。
- (10) 本業務に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものであり落札及び契約締結は、平成24年4月2日とするが、当該業務にかかる平成24年度予算成立が4月3日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (11) 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

2. 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、2-1に掲げる資格を満たしている単体企業、又は2-2に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

(1) 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。

なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、様式-10に従い、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出すること。

1) 法第15条において準用する第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

2) 暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号）について沖縄総合事務局が別に定める手続（「暴力団排除に関する欠格事由の確認について」を参照。）により行う警察庁への意見聴取に協力すること。
なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存がないこと。また、沖縄総合事務局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効とされることに異存がないこと。

※「暴力団排除に関する欠格事由の確認について」は、沖縄総合事務局開発建設部HPより入手すること。

http://www.dc.ogb.go.jp/kaiken/keiyaku/kaiken_keiyaku_keiyaku.html

- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。なお、申請中の場合で、開札時までに資格認定が得られない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2-2. 設計共同体

上記2-1に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年1月17日付け沖縄総合事務局開発建設部長）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から那覇港監督補助業務（その2）に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を開札時までに受けているものであること。

なお、設計共同体として認める業務区分に留意すること。

2-3. 入札参加者間の公平性

- (1) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札者心得第4条第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

2-4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- 1) 本業務の履行期間中に工期がある当該業務の対象工事及び業務に参加している者及びその対象工事及び業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

2) 「対象工事及び業務に参加」とは、当該工事及び業務を受注していること、当該工事及び業務の下請けをしていることをいう。ただし、本業務の契約日の前日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。

3) 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当する者をいう。

①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成14年4月1日以降に完了した以下に示す業務の実績を有していること（発注者支援業務については平成23年度完了予定業務を含む）。但し、地方整備局（港湾空港関係）及び沖縄総合事務局（港湾空港関係）が発注し、請負業務成績評定の評定点を獲得しているものについては、評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

港湾の工事に関する建設コンサルタント業務または測量・調査業務

(3) 業務実施体制に関する要件

1) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

2) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

3) 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

4) 業務量に対し、予定担当技術者数が明らかに不足していないこと。

2-5. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定管理技術者の資格等

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格等を有するであり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合はこの限りではない。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・RCCM（港湾及び空港部門）又は同等能力を有する者
- ・土木学会特別上級・上級又は一級技術者
- ・発注者支援技術者Ⅰ種又はⅡ種
- ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）
- ・APECエンジニア（本業務に該当する部門）

※ 発注者支援技術者とは、公共工事の品質確保の促進に関する地方協議会等が認定した技術者をいう。

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成14年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（同種業務については平成23年度完了予定も対象に含む。）の業務実績を有すること。

なお、同種又は類似業務(A)の実績については、管理技術者だけではなく担当技術者として従事したものも認める（照査技術者として従事したものは認めない。）類似業務(B)については監理技術者に従事したものに限る。また、元請として同種又は類似業務(A)に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。但し、同種又は類似業務(A)については、沖縄総合事務局(港湾空港)又は地方整備局(港湾空港関係)等が発注し、請負業務成績評定の評定点を獲得しているものについては、当該点

が60点未満の場合は認めない、また、類似業務(B)については、沖縄総合事務局(港湾空港)又は地方整備局(港湾空港関係)等が発注し、請負工事成績評定を得ているものについては、当該が65点未満の場合は実績として認めない。

設計共同体にあっても、配置予定管理技術者に対する要件とする。

同種業務：港湾の工事に関する発注者支援業務

類似業務(A)：港湾の工事に関する設計又は施工に関する業務

類似業務(B)：港湾工事に監理技術者として従事した実績
(現場代理人、主任技術者、担当技術者は認めない)

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の受注者と直接雇用関係がなければならない。

(4) 配置予定管理技術者は、照査技術者を兼務できるが担当技術者は兼務できない。また、設計共同体により業務を実施する場合は、配置予定管理技術者は代表者たる構成員から配置すること。

2-6. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格

配置予定担当技術者については、以下のいずれかの資格等を有するものとする。

- ・技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)、技術士補(建設部門)
- ・一級又は二級土木施工管理技士
- ・RCCM(港湾及び空港部門)又は同等能力を有する者
- ・土木学会 特別上級、上級、一級又は二級技術者
- ・発注者支援技術者Ⅰ種又はⅡ種
- ・公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ)
- ・APECエンジニア(本業務に該当する部門)
- ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実績経験が1年以上の者
- ・港湾関係の技術的行政経験を10年以上有する者

※ 発注者支援技術者、外国資格を有する技術者については、配置予定管理技術者の欄を参照すること。

2-7. 競争参加資格確認申請書等に関する事項

競争参加資格確認申請書等(以下、「競争参加資格確認申請書等」という。)において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」と

いう)の最も高い者を落札者とする。

- 1) 技術提案書を提出した者であること。
- 2) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。但し、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とするところがある。
- 3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 4) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の評価方法

- 1) 評価値の算出方法
評価値の算出方法は、以下のとおりとする。
$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$
- 2) 価格評価点の算出方法
価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
・ $\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
なお、価格評価点の満点は30点とする。
- 3) 技術評価点の算出方法
競争参加資格確認申請書の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。
 - ① 予定技術者の経験及び能力
 - ② 実施方針
 - ③ 技術提案
 - ④ 技術提案等の履行確実性
技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
・ $\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$
・ $\text{技術提案点} = (\text{②に係わる評価点}) + (\text{③に係わる評価点})$
・ $\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性度})$
- 4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

4. 入札手続等

- (1) 担当部局
〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-6-11
沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係

(2) 入札説明書の配布期間、場所及び方法

平成24年1月17日(火)から平成24年3月2日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

入札説明書等は、電子入札システムから入手するものとする。ただし、紙入札方式の競争参加承諾を得た者は上記4.(1)にて配布する。

アドレス：<http://www.e-bisc.go.jp/download/>

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間並びに提出場所及び方法

平成24年1月18日(水)から平成24年2月3日(金)17時15分まで、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)する場合は、平成24年2月3日(金)17時15分(必着)までに、4.(1)に1部を持参又は郵送するものとし、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 競争参加資格申請書に関するヒアリングの実施

1) 実施場所:那覇市港町2-6-11

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 第一会議室

2) 実施期間:平成24年2月16日(木)~平成24年2月24日(金)

※詳細な日時は後日通知する。

3) 出席者:申請した配置予定管理技術者とする。なお、ヒアリングに出席できない場合は入札を無効とする。

4) ヒアリングにおける質疑応答内容は以下の通り予定している。

- ①配置予定管理技術者の経歴について
- ②配置予定管理技術者の業務実績について
- ③業務実施体制について
- ④実施方針について
- ⑤技術提案について

5) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

6) 競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合等で競争参加資格がないものと判断された場合は、ヒアリングを実施しない。

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格確認の有無の通知は平成24年2月15日(水)を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により上記(1)に持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)すること。電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成24年3月2日(金)16時30分

2) 紙により持参又は郵送の場合は、平成24年3月2日(金)16時30分(必着)

3) 開札は、平成24年3月6日(火)14時30分

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-6-11 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所
入札室にて行う。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除
 - 2) 契約保証金 免除
- (3) 入札の無効
入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書の特約事項として添付する。
- (6) 第三者照査の実施（照査技術者の通知）
 - 1) 受注者は、予定価格が100万円を超えて1,000万円以下であり、調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約をした業務においては、照査計画に基づく照査実施時期までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する。
 - 2) 受注者は、予定価格が1,000万円を超え、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札した業務においては、低入札価格調査期間末日までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとし、その通知が無い場合には、「競争契約入札心得について」（平成19年11月29日付け府開管理第1028号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。
- (7) 受注後の他業務への入札に関する事後制限
本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は当該業務の対象工事及び業務に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、当該業務の対象工事及び業務に参加してはならない。なお、「対象工事及び業務に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事及び業務の下請けとしての参加をいう。
 - 1) 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- (8) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。
- (9) 沖縄総合事務局が行う警察庁への意見聴取に対する協力について
 - 1) 本業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、競争参加資格として設定されている暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号をいう。）への該当の有無を警察庁へ意見聴取することが必要な業務である。
 - 2) そのため、入札に参加しようとする者は、「暴力団排除に関する欠格事由の確認について」を踏まえ、沖縄総合事務局が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならないものとする。

3) なお、必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力しているとは認められないときは、入札心得第6条第9号に該当するものとして入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

4) また、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること

※「暴力団排除に関する欠格事由の確認について」は、沖縄総合事務局開発建設部HPより入手すること。

http://www.dc.ogb.go.jp/kaiken/keiyaku/kaiken_keiyaku_keiyaku.html

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1) に同じ。

(11) 詳細は入札説明書による。

6. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity
: Youichi Sakai, Director of the Okinawa General Bureau, Naha Ports and Airport Office.
- (2) Subject matter of the contract : The assistance duties of the procuring estimate and technical examination in Naha port.
- (3) Time-limit to express interests by electric bidding system : 5:15 P.M. 3 February 2012. (by bringing : 5:15 P.M. 3 February 2012.)
- (4) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system : 4:30 P.M. 2 March 2012. (by bringing : 4:30 P.M. 2 March 2012.)
- (5) Bid Opening : 2:30 P.M. 6 March 2012.
- (6) Contact point for tender documentation : Accounting and Contract Division, Okinawa General Bureau, Naha Ports and Airport Office, 2-6-11 Minatomachi, Naha city, Okinawa-prefecture, 900-0001, Japan, TEL 098-867-3710, FAX 098-860-8453